

埼玉県立三郷工業技術高等同窓会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は埼玉県立三郷工業技術高等同窓会と称し、事務局を本校に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、ホームページ管理
- (2) 母校教育事業の後援
- (3) その他必要と思われる事項

(組織)

第4条 本会は下記の会員で組織する。

- (1) 正会員 母校卒業生
- (2) 特別会員 母校の現職員

第5条 本会会員は、住所氏名など変更した場合、また脱退したい場合は事務局まで届け出ること原則とする。

(役員) 本会に下記の役員を置く。

- 第6条
- | | | |
|--------|-----|--|
| 1、会長 | 1名 | 幹事会において決定する。 |
| 2、副会長 | 若干名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 3、監事 | 2名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 4、常任幹事 | 若干名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 5、幹事 | | 各学級より2名選出した者、及び同窓会会員から互選した者を幹事会において選任する。 |
| 6、庶務 | 若干名 | 母校職員の中から会長が委嘱する。 |
| 7、会計 | 若干名 | 幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。
1人は、事務局の職員とする。 |
| 8、顧問 | | 歴代会長 |

第7条 役員の仕事は以下の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 3、幹事は会務に参加し、会の運営に当たる。
- 4、常任幹事は常任幹事会を組織し、本会の必要事項を企画審議する。
- 5、監事は、本会の事業並びに会計の監査に当たる。
- 6、庶務は本会の運営に必要な仕事を、会計は会計事務を執行する。
- 7、顧問は、本会の運営に関して必要な助言を与える。

第 8 条 役員 の 任期

- 1、役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し 再 任 は 妨 げ な い。
- 2、欠 員 に よ り 補 充 さ れ た 役 員 の 任 期 は そ の 役 員 の 残 任 期 間 と する。

(会 議 の 種 類)

第 9 条 本 会 の 会 議 は、常 任 幹 事 会、幹 事 会、臨 時 幹 事 会 と する。

第 10 条 幹 事 会 は、年 1 回 又 は 必 要 に 応 じ て 臨 時 に 会 長 が こ れ を 招 集 し、会 務 の 報 告 決 定 及 び 役 員 の 承 認、予 算 の 決 定、会 則 改 正、そ の 他 重 要 事 項 を 議 決 する。

(常 任 幹 事 会)

第 11 条 常 任 幹 事 会 は 会 長、副 会 長、常 任 幹 事、監 事、庶 務、会 計、顧 問 を も っ て 構 成 し、会 長 が 本 会 運 営 上 必 要 と 認 め た と き に こ れ を 招 集 し て、本 会 運 営 に 関 す る 事 項 を 審 議 し 決 定 する。な お 緊 急 事 項 等 で 幹 事 会 の 開 催 が 困 難 な 場 合 は、常 任 幹 事 会 の 開 催 を も っ て 幹 事 会 に 代 え る こ と が で き る。

第 12 条 臨 時 幹 事 会 は、常 任 理 事 会 の 要 請 に よ り 会 長 が 招 集 する。

第 13 条 本 会 の 各 会 議 の 議 長 は、会 長 が 行 う。

第 14 条 本 会 の 各 会 議 の す べ て の 議 決 は 出 席 者 の 過 半 数 を も っ て 決 する。た だ し、賛 否 同 数 の 場 合 は 議 長 が こ れ を 決 する。

(会 則 の 変 更)

第 15 条 会 則 の 変 更 は、幹 事 会 の 決 議 に よ ら な け れ ば な ら ない。

(会 計 ・ 会 計 年)

第 16 条 本 会 の 経 費 は 会 費、寄 付 金、そ の 他 の 収 入 金 を も っ て こ れ を あ てる。正 会 員 は 終 身 会 費 と し て 5,000 円 を 入 会 の 際 納 入 す る も の と する。会 計 年 度 は、毎 年 4 月 1 日 よ り 翌 年 の 3 月 31 日 ま で と する。

付 則

- 1、本 会 運 営 上 必 要 な 細 則 は 別 に 定 め る。
- 2、本 会 則 は、平 成 元 年 1 1 月 1 2 日 よ り 施 行 する。
- 3、本 会 則 は、令 和 5 年 1 2 月 3 日 よ り 施 行 する。

細 則 慶 弔 規 定

@ 正 会 員、特 別 会 員 が 死 亡 し た と き は 香 料 と し て 5,000 円 を 霊 前 に 供 え る。

た だ し 事 務 局 等 に 連 絡 の 有 に 限 る。

@ 正 会 員、特 別 会 員 が 不 慮 の 災 害 等 で 亡 く な っ た 場 合 は 会 長 の 判 断 と する。

在 校 生 支 援

@ 全 国 大 会、関 東 大 会、そ れ に 準 ず る 大 会 に 出 場 す る 場 合 は 個 人 20,000 円 団 体 30,000 円 を 寄 与 す る。

そ の 他 在 校 生 に 寄 与 す る 金 額 に つ い て 30,000 円 以 内 は、会 長 判 断。300,000 円 以 内 常 任 幹 事 会。そ れ 以 上 は 幹 事 会 に て 決 議 する。